

○ 美幌・津別広域事務組合会計管理者の事務を代理する者を定める規則

〔平成 30 年 7 月 1 日〕
規 則 第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条の規定により準用する同法第 170 条第 3 項の規定に基づき、美幌・津別広域事務組合会計管理者の事務を代理する者は、管理者が属する町の会計管理者の事務を代理する者とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。